平成２２年（フ）第８１号
札幌市中央区宮の森４条５丁目１番６号　ガーデンハイム宮の森205号
債務者　塚田　和子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５号
札幌市北区新琴似９条５丁目５番１号
債務者　尾野寺克嘉
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
札幌市北区麻生町６丁目９番６―205号
債務者　玉井　和宏
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
札幌市中央区南５条西８丁目11番地２　マンション鈴蘭６号
債務者　早坂　利樹
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８号
札幌市中央区南５条西８丁目11番地２　マンション鈴蘭６号
債務者　早坂小夜子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地８　道営住宅Ｄ９―201
債務者　佐藤とみ子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番１―602号
債務者　中村　恵一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９号
札幌市清田区清田３条１丁目３番19号　ハーベストアオキ201号
債務者　谷口　理恵（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９号
札幌市白石区本通11丁目南４番２号　サニーマンション10号
債務者　長谷川　正
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９号
札幌市東区北40条東９丁目２番13号　翡翠荘102号
債務者　佐々木和美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　公団住宅６―404
債務者　岡信　節子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８８号
札幌市東区北31条東１丁目３番12号　ローヤルハイツ北31条６号
債務者　泉　　光男
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１号
札幌市東区東苗穂６条１丁目13番23号
債務者　阿部　勝彦
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００号
札幌市西区発寒10条１丁目４番14号　ノースランド発寒Ⅱ―201号
債務者　吉田　睦子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１号
北海道恵庭市漁町274番地　第２カネダマンション302号
債務者　丸橋　　進
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘４丁目2683番地の７　ビュー小手指Ａ―201、前住所埼玉県狭山市祇園３番11―103号
債務者　伊東　励一
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６号
埼玉県飯能市大字岩沢85番地３
債務者　本橋　良容
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部